附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和三年九月一日から施行する。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則の一部改正）

2　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休眠預金等代替金及び預金保険機構に犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定を適用する場合の技術的読替え） **第十九条**　法第四十六条の規定により犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）の規定を適用する場合における同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。	（休眠預金等代替金及び預金保険機構に犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定を適用する場合の技術的読替え） **第十九条**　［同上］

読み替える犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第三十七条第三項	金融機関	金融機関又は預金保険機構

読み替える犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第三十七条第二項	金融機関	金融機関又は預金保険機構

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第三号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年八月四日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　民間事業者等が、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この命令の定めるところによる。